

～国民健康保険税～

今月から納期が始まります!



納付にご協力をお願いします

今月中旬に平成18年度国民健康保険税納税通知書を発送いたしますので、納期限内の納付にご協力をお願いします。また、平成18年度から国民健康保険税の算定にあたり、次の点が変わりました。

税率が変わりました

白岡町では、国保財政の健全化と税負担の公平化を図るため、国民健康保険税の税率を次のように改正しました。

医療分（すべての国保加入者に課税されます）

区 分	改正前	改正後
所得割 ... 前年の総所得金額から33万円を控除した額の	8.4% →	8.7%
資産割 ... その年の固定資産税額（土地及び家屋に係る分）の	37.9% →	35.0%
均等割 ... 加入者1人につき	19,200円 →	21,000円
平均割 ... 1世帯につき	19,800円 →	19,800円 (改正なし)
上記4つの合計額が各世帯の1年間の税額です（課税限度額は53万円）		

介護分（40歳以上65歳未満の国保加入者に課税されます）

区 分	改正前	改正後
所得割 ... 前年の総所得金額から33万円を控除した額の	0.75% →	1.20%
均等割 ... 加入者1人につき	7,800円 →	10,800円
上記2つの合計額が各世帯の1年間の税額です（課税限度額は8万円）		

納期及び納期限が変わりました

仮決定がなくなり、7月から翌年2月までの毎月納付となりました。

平成18年度 国民健康保険税納期及び納期限

納期	納期限	納期	納期限
第1期	平成18年7月31日(月)	第5期	平成18年11月30日(木)
第2期	平成18年8月31日(木)	第6期	平成18年12月25日(月)
第3期	平成18年10月2日(月)	第7期	平成19年1月31日(水)
第4期	平成18年10月31日(火)	第8期	平成19年2月28日(水)

平成17年度に公的年金等控除の適用があったかたは、保険税が減額される場合があります

税制改革による公的年金等控除の見直しにより、平成18年度から国民健康保険税が大幅に上昇するかたがいます。この急激な税額の増加を避けるために、次のとおり控除し、平成18年度の国民健康保険税を算定します。

対象となるかた

昭和15年1月1日以前に生まれたかたで、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があったかた。

減額される内容

国民健康保険税の所得割額の算定基礎額のうち、公的年金所得から控除（13万円）を行い、国民健康保険税所得割額を算定します。